

## 都市計画法第 54 条(建築の許可)の取り扱いについてのお知らせ

都市計画決定された道路、公園などの都市施設の区域や、市街地開発事業の施行区域内で建築物の建築をしようとするときは、都市計画法第 53 条第 1 項の許可が必要です。

これまで、木造などの構造で 2 階建てまでの建築物（都市計画法第 54 条に規定する範囲内）しか認めておりませんでした。このたびこの許可に関する基準を緩和し、平成 21 年 3 月 20 日より、**3 階建て建築物を建てる**ことができるようになります。

### 1 . 許可の基準

建築物が次の要件に該当し、容易に移転又は除却できるものであること。

- ・階数が 3 以下で、地階を有しないこと。（ただし、やむを得ず地階に設ける付属車庫は、都市計画事業の施行に支障がないと認められる場合は、許可できる場合があります。）
- ・主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 項に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

### 2 . 適用となる区域

- ・すべての都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域

### 3 . 緩和のイメージ（都市計画道路の場合）

